

新潟県景観審議会規則をここに公布する。

令和2年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第20号

新潟県景観審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県景観条例（令和2年新潟県条例第30号）第20条第6項の規定に基づき、新潟県景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、土木部都市局都市政策課において行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。